楽曲ビデオグラム使用【編曲】申請書

貴社管理の音楽著作物を下記のとおり編曲・改変して映像媒体に固定することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。（★＝必須項目）

年　　月　　日

株式会社　全音楽譜出版社
Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288
Email: copyright@zen-on.cp.jp
担当：出版部　C&R課

★申請者名：			
★住所：	〒		
★Tel：		Fax：	
ご担当者名：			
Email：			

★1.原作品名：

★2.原作者名：

★3.編曲者名：

★4.編曲形態：

★5.演奏者（アーティスト）名：

★6.演奏時間：

★製品名：

製品番号：

★製造数：　　本／個

★種別：　☐ 1. DVD　☐ 2. Blu-ray　☐ 3. その他（　　）

★定価：　　円（税抜き）

★総再生時間：　　分

★発売日：　　年　　月　　日

★インタラクティブ配信の有無：☐ あり ・ ☐ 無し

★頒布方法：　☐ 一般市販　☐ その他（　　）

★頒布地：☐ 日本国内 ・ ☐ その他（　　）

以上

楽曲ビデオグラム使用【編曲】申請書＜※記入例＞

貴社管理の音楽著作物を下記のとおり編曲・改変して映像媒体に固定することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。（★＝必須項目）

2024 年 5 月 1 日

株式会社　全音楽譜出版社
Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288
Email: copyright@zen-on.cp.jp
担当：出版部　C&R課

★申請者名：	株式会社ゼンオンビジュアル		
★住所：	〒000-0000 東京都新宿区上落合0-99-0		
Tel：	03-1234-5678	Fax：	03-1234-5678
ご担当者名：	全音　楽太郎		
Email：	zenon1931@visual.com		

★1.原作品名： 祝典序曲　作品96

★2.原作者名： ドミトリー・ショスタコーヴィチ

★3.編曲者名： 落合　次郎

★4.編曲形態： 吹奏楽

★5.演奏者（アーティスト）名： 東京都立上落合第一高等学校吹奏楽部

★6.演奏時間： 7分20秒

★製品名： 第77回吹奏楽コンクール　関東大会

製品番号： COMP 2477

★製造数： 120 本／個

★種別： ☑ 1. DVD ☑ 2. Blu-ray ☐ 3. その他（　　）

★定価： 1,300 円（税抜き）

★総再生時間： 100 分

★発売日： 2024 年 9 月 20 日

★インタラクティブ配信の有無： ☐ あり ・ ☑ 無し

★頒布方法： ☐ 一般市販 ☑ その他（ コンクール会場で販売 ）

★頒布地： ☑ 日本国内 ・ ☐ その他（　　）

以上

許諾条項（映像ソフト制作目的の編曲）

1. 株式会社全音楽譜出版社（以下「甲」とします）が翻案・編曲に係る著作権を管理する著作物（組曲作品の場合は組曲全体を包括して許諾の対象とします。以下「本著作物」とします）に本申請書記載の編曲者（以下「編曲者」とします）が編曲またはその他の改変を施したバージョンを、本申請書記載の申請者（以下「乙」とします）が任意の映像複製物に録画すること（以下「本録画」とします）に関する使用許諾（以下「本許諾」とします）は、乙が甲に対し本申請書を物理的または電磁的方法により提出し、その後甲が乙に対し編曲演奏使用許諾証（以下「許諾書」とします）を物理的または電磁的方法により交付することにより、成立します。
2. 乙は、自らが編曲者または映像ソフト製作者自身ないしその一員、もしくは本録画の監督責任を負う者であり、本許諾を受けるために必要十分な資格を持つことを保証します。
3. 甲は、本著作物の著作者（以下「著作者」とします）の著作者人格権上の問題がない旨の確認が取れた場合にのみ、乙に対し許諾書を発行するものとします。
4. 本許諾は本著作物の編曲権および著作者人格権に関する部分の許諾の効力しか有しません。したがって、許諾書の交付日において、甲より信託を受けて本著作物のビデオグラム録音権の管理を行う著作権等管理事業者（以下「丙」とします）が存在する場合、乙は本許諾の取得後、遅滞なく丙に対し別途録音使用申請を行ない、許諾を受けなければなりません。ただし、丙に対し本録画の録音使用申請を行なう第三者（映像ソフト頒布者等）が別に存在する場合は、この限りではありません。
5. 前項の規定により丙に対し録音使用申請を行なう際、当該申請情報に編曲者名および編曲者が定めた題号を含めてはなりません。
6. 本許諾は本録画に限り適用されます。
7. 前項の規定にもかかわらず、本許諾には、以下の用途に関する編曲許諾も同時に含まれるものとします。ただし、乙は上記「4.」の規定に十分に留意し、本著作物を以下の用途に使用するために必要な場合には、丙への使用申請を怠らないものとします。
   (1) 本録画の目的となる製品（以下、「本製品」とします）と同一製品の再プレスを実施すること
   (2) 本製品と同一映像を配信すること（配信の形態を問わず）
8. 本許諾は、いかなる意味においても、かつ何者に対しても、本著作物に係る権利の譲渡・移転を含むものではありません。
9. 本製品の販売およびアップロードが可能な地域は日本国内に限定されます。ただし、許諾書に特別に明記されている場合はこの限りではありません。
10. 本許諾は非独占的なものであり、甲は乙以外の第三者に本著作物を編曲して映像ソフトに収録することを許諾することがあります。
11. 乙は、本申請書に記載された通りに本録画を実施しなければなりません。
12. 著作者の著作者人格権の保護のため、本許諾が下りないこともあります。甲により許諾書が発行されない場合、甲は乙に対し手数料を含む何らの対価も求めないものとします。
13. 乙は、本製品の公開の際、以下の事項を公に対して表示しなければなりません（甲が表示を免除した場合を除く）。
   (1) 本著作物の題名
   (2) すべての著作者名ならびに編曲者名
   (3) 許諾書に記載される著作権表示
14. 許諾書は本許諾の対価の請求書としても効力を有します（甲が支払いを免除した場合を除く）。乙は許諾書に記載の金額を、許諾書の発行日の翌月末日までに支払わなければなりません。支払の方法は原則として甲の銀行口座への銀行振込とします。
15. 乙は、本許諾により認められた権利を第三者に譲渡もしくは移転したり担保として提供したりすることはできません。
16. 本録画の中止または延期、およびその他の理由による申請の取り消しまたは変更は、乙が取消事由の発生後に直ちに甲に対して通知し、甲がこれを承認した場合に認められます。申請の取り消し通知が上記「14.」に定める対価の授受の後から行われた場合、甲が受領済みの当該対価の取り扱いは甲乙協議のうえ決定するものとします。
17. 乙が本許諾条項に違反した場合または違反するおそれがあると甲が合理的に判断した場合、甲は乙への催告なしに直ちに本許諾を取り消す、または許諾書の内容を変更することができるものとします。これらの場合、甲の乙に対する損害賠償請求権は甲に留保されます。
18. 甲が取得した乙の個人情報は、以下の目的のために必要な範囲以外では利用されません。
   (1) 音楽出版事業における使用許諾業務
   (2) 本演奏の実施可否に関する著作者またはその権利承継者との協議
   (3) 本著作物の使用に係る対価の請求業務
   (4) 著作権者に対する著作権使用料の分配業務
19. 本許諾条項に定めのない事項、定められた事項の解釈の相違、その他予期せぬ事態が発生した場合には、その都度甲乙双方が協議し、信義誠実の原則にのっとり善処・解決にあたるものとします。
20. 本許諾は日本法に準拠します。本許諾に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所が専属管轄権を有するものとします。
21. 本許諾条項は、予告なく変更となる場合があります。

（2024 年 5 月更新）